

小金井みんなの給食委員会委員公募選考基準

1 公募委員の役割等

- (1) 根拠規定 小金井みんなの給食委員会設置要綱第4条に規定する公募委員
- (2) 役 割 小金井市学校給食の指針（以下「指針」という。）を推進し、学校給食の見守り支援を行う。
- (3) 任 期 委嘱の日から令和9年3月31日まで
- (4) 会 議 運営委員会の会議。（年4回を予定）なお、会議に出席した委員に対しては、報酬等は支給しない。

2 募集と応募

- (1) 募集人数 4人
- (2) 募集対象 市内に在住・在勤・在学で、年齢18歳以上（令和8年4月1日現在）の方。ただし、既に市が設置している各種審議会・委員会等の委員を2つ以上兼務している方及び市の関係者は除く。
- (3) 募集期間 令和8年2月16日から令和8年3月5日まで
- (4) 募集方法 募集の周知は、市報（令和8年2月15日号）及び市のホームページで行う。

3 選考方法

書類選考

4 応募方法

指定の応募申込書に必要事項（住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレス・志望動機・委員に選出された場合の抱負）を明記し、指定テーマ「小金井市の学校給食を本市の魅力の一つにする方策について」の小論文（800字以内）とともに、令和8年3月5日（必着）までに学務課に直接、郵送、メールのいずれかで提出する。ただし、メールで提出した場合は、必ず学務課へ電話で確認連絡をすること。

5 審査項目

提出された応募申込書と小論文について、次の各項目を審査し、各項目の得点集計により評価する。

応募申込書

- (1) 志望の動機
- (2) 委員に選出された場合の抱負

小論文

- (1) 現状を的確にとらえているか
- (2) 先見性があり、かつ、現実的な主張であるか
- (3) 検討に必要な知識があるか
- (4) 具体的な方策が示されているか
- (5) 整然とした論理展開がなされているか

※各項目につき各 10 点満点とする。

6 選考委員

公募委員の選考に当たっては、小金井みんなの給食委員会委員選考会議を設置し、学校教育部長、庶務課長、学務課長、指導室長を選考委員とする。

7 選考結果

選考の結果は、令和 8 年 3 月下旬に応募者全員に通知する。なお、応募小論文は返却しない。

8 その他

小金井みんなの給食委員会委員の公募・選考に関する庶務は、学校教育部学務課保健給食係において行う。